第３章　緑地保全の取り組み

戦後、首都圏への人口及び産業の集中に伴い、東京近郊において無秩序な市街地化が拡がりました。東京から約 50km、JR 横須賀線で約 1 時間の距離に位置する鎌倉市では、東京から近いという地理的条件と別荘の地、観光の地としてのイメージ等から宅地需要が高まり、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて急激な都市化が進んだ時期には、市域の約 8 分の 1 にも及ぶ約 500ha の樹林地が消失しました。

本章では、宅地開発と緑地の保全を巡り様々な議論がなされ、永年の主要課題であった三大緑地の保全をはじめ、市内に残された貴重な樹林地が保全されたあゆみを振り返ります。

1　三大緑地

「三大緑地」と呼ばれる広町（ひろまち）、台峯（だいみね）、常盤山（ときわやま）は、昭和 30 年代後半から急激な都市化が進んだ鎌倉市の市街化区域に残された貴重なまとまりのある樹林地でした。

市民からも三大緑地を守るために多くの陳情が提出されるなど、保全の要請が非常に強く、これらの樹林地において見られた都市化の動向と緑地の保全を巡る様々な動きは、市の重要課題として取り扱われてきた歴史があります。

昭和 41 年制定の古都保存法の区域の外側にあり、昭和 45 年施行の都市計画法における当初線引きにおいても市街化区域に位置した三大緑地は、大部分が民有地であり、大規模開発の動向がみられた昭和 40 年代から、その樹林地の保全には市民の膨大な力が注がれてきました。市議会と行政においても常に三大緑地の保全が主要課題として位置付けられ、市長の附属機関として専門的な見地から意見を述べる緑政審議会の存在や、国、県の支援を受け、土地所有者をはじめとした市民の理解と協力のもとにつけられた緑地保全の道筋は、平成 17 年から 19 年にかけて、広町が都市林、常盤山が特別緑地保全地区、台峯が鎌倉中央公園拡大区域として都市計画決定され、今日に至っています。

○三大緑地の位置

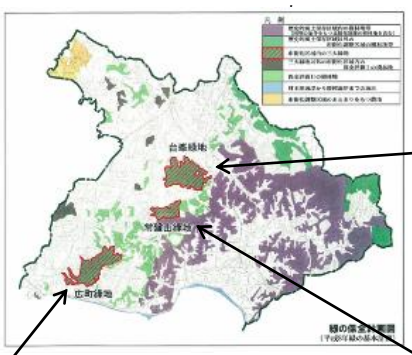

■台峯

■広町

■常盤山

（1）　広町（ひろまち）～都市林としての位置付けがなされ、保全の道筋がつけられた広町～

ア　前段の経緯(保全に至る背景)

昭和48年頃から土地利用の動向がみられ、宅地開発の計画が持ち上がった広町では、昭和48年10月「広町開発反対陳情書」が市議会に提出されて以降、開発と保全を巡り様々な議論がなされました。

昭和58年、事業者から開発に係る「事前審査申請書」が提出されたことを受け、市は当時設置されていた鎌倉市緑化審議会に「鎌倉市の山林の保全対策、そのほか緑の保全・創造・育成について」を諮問しました。一方で、同年、市議会には開発に反対し緑を守ることを求める 6 万人の署名陳情書が提出されました。

住民との意見調整期間が必要であると判断した市は、開発手続きを保留しました。

その後、国や県にも相談しながら、昭和 61 年に鎌倉市土地利用懇話会を発足、鎌倉市の緑地保全はいかにあるべきかが検討され、昭和 63 年に市は三大緑地の基本方針を策定(広町は緑地保全を基調とした都市的整備)しました。

一方で市民からの全面保全の要望も多く寄せられ、平成 5 年には市長交代により上記基本方針が全面凍結されました。

都市計画法に基づく開発許可申請等に係る対応が市と事業者の間で継続される中、平成6年6月に国において都市緑地保全法(現在の都市緑地法)が改正され、市が主体的に緑地保全等の方針を定めることができる「緑の基本計画制度」が創設され、市は直ちに計画策定に着手しています。

■鎌倉広町緑地
緑の基本計画に基づく緑地指定等の進捗により、市街化区域内の大規模樹林地の保全に成果が得られています。

■鎌倉市腰越・広町地区開発整備計画素案
土地所有者である民間事業者により作成された開発計画素案

また、平成7年、市議会に「鎌倉市緑地保全条例の制定を求めることについて」、20万余名の署名とともに陳情がされ、市議会において陳情が採択されました。平成9年6月の市議会において「緑の保全及び創造に関する条例」が可決、同年7月に条例が制定(施行は10月)されたことで、市は同条例に基づく緑政審議会を設置、平成10年1月、第1回審議会を開催しました。

市議会議員、市民、学識経験者で構成された審議会の意見は、広町の保全にあゆみを進める市政の後押しとなり、大きな役割を果たすこととなりました。

イ　緑政審議会における議論の経過

広町は、平成8年の緑の基本計画策定当時、貴重な自然環境を残す緑地でありながら、これまでの行政計画における明確な位置づけがなく、緑の保全に対する手当も風致地区の指定にとどまる状況であったことから、広町は、平成8年の緑の基本計画では、良好な自然環境を歴史的資源とともに保全する方向であるものの、地域地区指定等の具体的方針が定まらないことから「施策検討地区」として継続的に保全施策を検討することとしました。

この様な状況の中で、平成11年に市長が「広町の緑の保全に向けての方策について」を緑政審議会に諮問する以前から、審議会は、検討素材となる資料作成のための部会を設けて継続的な検討を進めました。

会長職務代理を部会長とする部会は、平成 10 年 10 月に緑政審議会に対して、「鎌倉市腰越広町地区の保全策の検討について」で、「広町」の「公園の可能性について」を検討した中間報告を行い、緑政審議会は第 5、6 回の審議会で部会の中間報告に対する検討を行いました。平成 11 年、市長からの「広町の緑の保全に向けての方策」諮問以降、緑政審議会は作業ワーキンググループの設置や審議方法を定め、中間とりまとめ(素案)の作成・素案本文の市広報紙への掲載・素案に対する市民との意見交換会の開催を経て、平成 12 年 6 月に中間報告を行いました。さらに、中間報告全文を市役所や各支所に設置、インターネットにも掲載するなどして市民に周知を図った上で更に審議し、平成 12 年 7 月に最終答申を行いました。最終答申の保全施策では、都市公園の種別の中で「都市林」が最も有力であるとの結論を示しました。

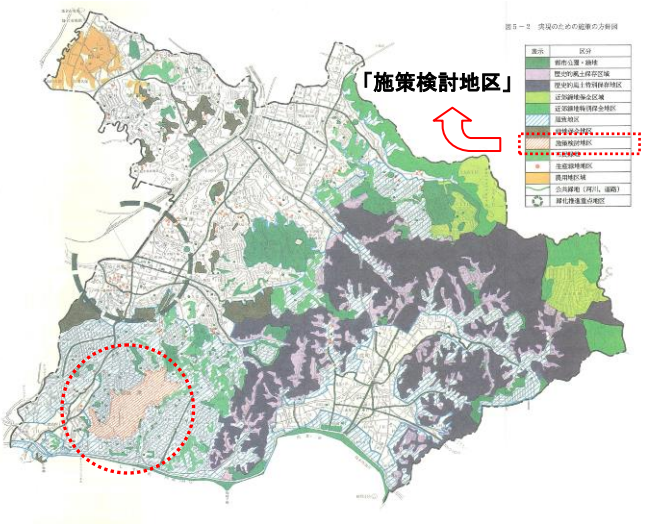

■平成 8 年緑の基本計画　施策方針図

資料７　鎌倉市腰越広町地区の保全策について　中間報告　（抜粋）

平成10年10月９日
鎌倉市緑政審議会部会

目　　次

1　検討の過程及び中間報告の基本的な性格 …… Ｐ１

2　鎌倉市腰越広町地区の保全策の検討について …… Ｐ３

3　検討資料
(1)　部会の運用に係わる資料
①　鎌倉市緑政審議会部会の運用について …… Ｐ６
(2)　検討に係わる基礎的資料
①　鎌倉市の財政状況について
ア　市の歳出状況 …… Ｐ８
イ　緑に係わる事業費の変遷 …… Ｐ９
②　緑の保全に係る制度の概要と補助制度
ア　制度の概要（一覧表） …… Ｐ11
イ　緑の保全に係る法制度指定地への補助制度（一覧表） …… Ｐ16
ウ　土地に係る税制の概要 …… Ｐ19
③　自然保護の目的と管理方法の分類例 …… Ｐ24
(3)　広町検討に係わる資料
①　広町の状況について
ア　三大緑地の緑の基本計画上の位置づけ …… Ｐ25
イ　三大緑地位置図 …… Ｐ29
ウ　広町の対象区域、関連制度適用、開発計画区域（図面） …… Ｐ30
エ　広町の土地所有状況（図面） …… Ｐ31
オ　広町の土地所有一覧及び買取り価格の想定 …… Ｐ32
（参考：類似の公園施設整備費）
②　広町の保全施策の検討
ア　腰越広町地区に対する施策の可能性について …… Ｐ34
③　都市公園・緑地に係る資料
ア　都市公園一覧表 …… Ｐ38
イ　保全型都市公園の想定事業費 …… Ｐ39
ウ　公園事業の国庫補助 …… Ｐ40
(4)　参考資料
①　歴史的風土審議会報告書（平成10年３月） …… Ｐ41
②　かながわ新みどり計画　（平成９年３月）抜粋 …… Ｐ47
③　神奈川県広域緑地計画　（平成８年12月）抜粋 …… Ｐ59

■平成 10 年　中間報告（抜粋）

資料９「広町の緑の保全に向けての方策について」の答申

鎌緑政審第５号
平成12年７月31日

鎌倉市長　竹内　謙　様

鎌倉市緑政審議会
会長　奥水　肇

「広町の緑の保全に向けての方策について」（答申）

平成11年５月７日付、鎌み第62号をもって諮問のありました標記の件について、本審議会は慎重に審議を重ね、平成12年６月９日付、鎌緑政審第３号で「中間答申」したところですが、平成12年７月31日開催の第15回鎌倉市緑政審議会において結論を得たので答申いたします。

目　　次

はじめに
1　検討の結果
(1)保全施策について［諮問事項－1］
(2)財源の軽減化について［諮問事項－2］
(3)保全ゾーンの優先度について［諮問事項－3］
2　今後の課題
(1)都市林の基本構想の策定
(2)基本構想の中で明らかにする事項
(3)実現に向けての手続きと課題
(4)都市林の維持

はじめに

広町は、鎌倉市の市街化区域（昭和45年６月10日指定）の中でも谷戸の自然環境を有する大規模な樹林地である。この樹林地は、従前から民間企業がそのほとんどを所有し、当地の開発事業について、鎌倉市開発事業指導要綱に基づく開発事業事前審査申請書が昭和58年６月に提出されてから17年が経過し、住民の大きな反対運動が展開される中、事前協議や住民説明会などを経て、関連各課との詳細協議の手続きが進みつつある。

また、平成11年10月には、神奈川県環境影響評価条例に基づく手続きが開始され、今後は、さらに詳細な協議に入り、開発行為に関する一連の手続きが進行する条件が整いつつある。

このような状況の中、平成11年５月７日付、鎌み第62号で「広町の緑の保全に向けての方策について」鎌倉市長から緑政審議会に諮問があり、本審議会としてもできるかぎり早期に保全方策の方向を定める必要があることから、中間とりまとめの素案の段階で市民等に公開し、意見を聴きながらまとめていくこととした。

中間とりまとめの素案は、平成12年１月21日、第12回の本審議会での議論を経て作成し、市民意見の聴取は、平成12年２月26日の意見交換会及び同年２月15日から３月10日までの意見書の受領によって行った。

そして、これらの意見や平成12年３月30日及び同年５月26日の第13回、第14回の本審議会での審議を踏まえ、平成12年６月９日に中間答申を行い、その全文は、市役所及び各支所に置くなどして、市民に周知された。

本答申は、以上の経過を経て、平成12年７月31日、第15回の本審議会で審議し、結論を得たものである。

■平成 12 年　最終答申（表：抜粋）

1　検討の結果

（1）保全施策について［諮問事項－1］

保全施策については、広町が丘陵の樹林、谷戸、水系からなる豊かな自然環境を有している状況及びその自然環境の保全を求める市民要望、議会での論議、事業者の開発の意向などを踏まえ、本審議会の部会中間報告（平成10年10月９日報告）を基に審議し、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、首都圏近郊緑地保全法、都市緑地保全法、都市公園法、自然環境保全法、森林法、文化財保護法など、当地区に適用できる法制度を中心とした保全施策の可能性について共通認識を高め、その中から保全型都市公園の可能性が導き出された。

また、平成11年10月22日、第10回の本審議会において、市が保全型都市公園の実現の方向で、財源などの支援を得るべく、神奈川県と協議を進めることについて確認された経過も含め、当地区の自然環境特性とこれまでの論議を踏まえて、現時点で実現可能な施策を検討した。

その結果、保全型都市公園の実現のためには、平成５年の「都市公園法施行令」の改正に伴い新たに設置された都市公園の種別の中の「都市林」が最も有力であるとの結論に達した。

「都市林」（注参照）は、市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然環境の保護、保全、自然環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置するものである。

■平成 12 年　最終答申（検討の結果：抜粋）

ウ　緑の基本計画における位置付け

前述のとおり、緑の基本計画において広町は、実現のための施策の方針図においては、「施策検討地区」の位置付けがなされました。

その後、鎌倉市は平成 12 年 7 月の緑政審議会からの答申内容に沿って、平成 12 年 8 月 28 日に、三大緑地を構成する他の 2 つの緑地(常盤山、台峯)とあわせてそれぞれの緑地に対する基本方針(「三大緑地保全に関する基本方針」)を定め政策決定し、市議会に報告しました。

これを受けて、平成 13 年の鎌倉市緑の基本計画の一部改訂では、広町地区を「都市林」候補地と位置付けました。「都市林」候補地の位置付けがされた広町は、その後、保全に向けた取り組みを大きく進めることとなります。

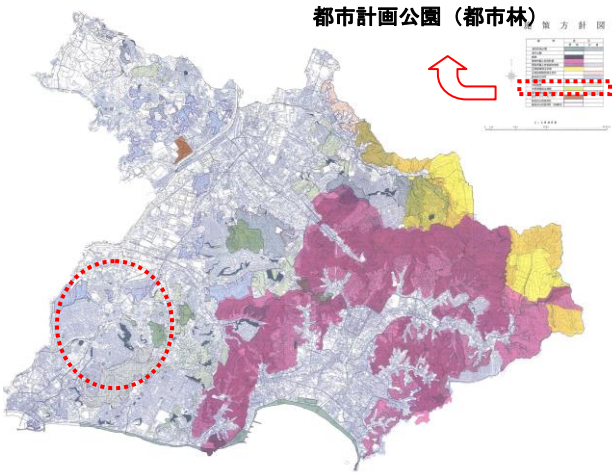

■平成 13 年緑の基本計画　施策方針図

エ　施策の展開

緑の基本計画で「都市林」候補地となった広町は、行政計画の位置づけもあり、保全に向けた取り組みが大きく進むことになります。

平成 14 年度、市は「広町・台峯緑地担当」を設置し、保全協議を続行しました。その結果、同年 10 月には、「事業者は開発を断念し、市の都市林構想に協力」「市は 115 億円を上限として、平成 15 年度中に公有地化を図るよう関係法令に基づき手続を進める」といった基本的方向性を発表しました。

平成 15 年度には、神奈川県が「広町」の保全のために、20 億円を予算計上するなど、県からの大きな支援を得たことや「鎌倉みどり債(ミニ公募債)」の発行といった取り組みもあり、平成 15 年 12 月、開発が予定されていた事業用地を県、市及び市土地開発公社が取得(平成 15 年 10 月土地取得に係る議決)したことにより、保全に向けた取り組みを大きく前進させました。

■平成 15 年発行みどり債広告

その後、平成 15 年 12 月に「(仮称)鎌倉広町緑地基本構想」、平成 16 年 8 月に「(仮称)鎌倉広町緑地基本計画」、平成 17 年 7 月に「鎌倉広町緑地基本設計」を策定、同年 6 月には「鎌倉広町緑地」として都市計画決定(約 48.1ha・神奈川県決定)しました。

平成 24 年 6 月には「鎌倉広町緑地実施設計」を確定させ、公園としての利用をするための園路や広場、管理事務所などの整備を行い平成 27 年 4 月に都市公園として開園した広町緑地は、開園後も、多様な自然環境の創出と里山で培われてきた人の営みの再生等を行いながら、「フクロウ等の棲息する緑地としてのまとまりと安定した生態系」が将来にわたって持続できる環境を目指し、維持管理を行なっています。

オ　都市計画決定の内容

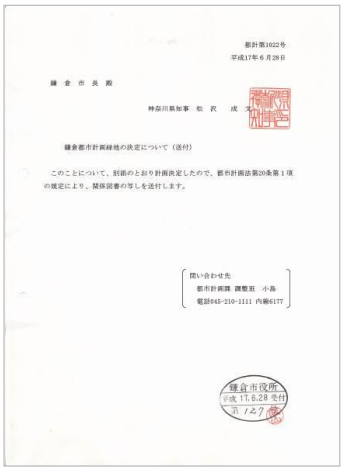
都市計第1022号
平成17年6月28日

鎌倉市長殿

神奈川県知事　松沢成文

鎌倉都市計画緑地の決定について(送付)

このことについて、別紙のとおり計画決定したので、都市計画法第20条第1項の規定により、関係図書の写しを送付します。

問い合わせ先
都市計画課 課長補佐　小島
電話045-210-1111 内線6177

鎌倉市役所
平成17.6.28 受付
第1427号

■鎌倉都市計画緑地の決定について
（平成 17 年 6 月 28 日神奈川県知事）

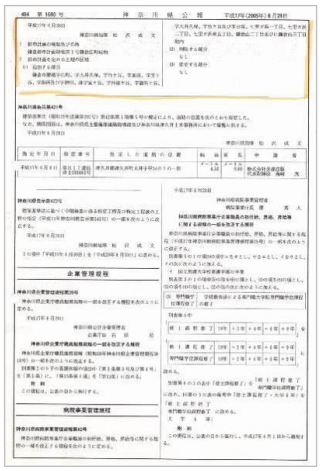

■平成 17 年 6 月 28 日付け神奈川県公報（神奈川県告示 420 号）

カ　開園の様子等

■開園式の様子
　左から：神奈川県環境農政局長、国土交通省公園緑地･景観課課長（代理）、鎌倉市長、鎌倉市議会議長等によるテープカット

■開園式の様子
　当日出席の鎌倉市緑政審議会委員及び元委員

市民の悲願 緑保全誓う

「鎌倉広町緑地」で開園式

半世紀経て結実

鎌倉市南西部に約43ヘクタールにわたって広がり、緑や貴重な生態系が残されている緑地帯、「鎌倉広町緑地」の開園式が15日、市民らを招いて催された。1960年代以降に押し寄せた開発の波に耐え、市民が求め続けた自然環境の保全が、半世紀近くを経て結実した。（増田 線乃）

広町緑地は鎌倉駅から3キロ。一つ一つ、住宅地開発がなされていくなかで、緑地の保全を訴えてきたNPO法人「鎌倉広町・台峯の自然を守る会」の大橋未代表（63）は「今、小さい子どもたちがこの自然に触れ、人の手が入らない豊かな森と生態系が保存されている。式典には近隣の自治会の一つ。住宅地開発が進まれながら、入り組んだ谷戸や青々と茂る樹林が残る、湧き水の流れる水辺には、人の手が入らない豊かな森と生態系が保存されている。式典には近隣の自治会の一つ。住宅地開発が進まれながら、入り組んだ谷戸や青々と茂る樹林が残る、湧き水の流れる水辺には、人の手が入らない豊かな森と生態系が保存されている。式典には近隣の自治会の一つ。住宅地開発が進まれながら、入り組んだ谷戸や青々と茂る樹林が残る、湧き水の流れる水辺には、人の手が入らない豊かな森と生態系が保存されている。式典には近隣の自治会の一つ。住宅地開発が進まれながら、入り組んだ谷戸や青々と茂る樹林が残る、湧き水の流れる水辺には、人の手が入らない豊かな森と生態系が保存されている。式典には近隣の自治会

■神奈川新聞
　（平成 27 年 5 月 16 日）

■開園式の様子（平成 27 年 5 月 15 日）全景

広報　平成27年(2015年)4月15日号　No.1251

かまくら

主な記事

「鎌倉広町緑地」開園しました

■広報かまくら（平成 27 年 4 月 15 日号）

■鎌倉広町緑地御所谷入口と管理棟周辺

（2） 台峯（だいみね） ～長年にわたり辛抱強いはなし合いが継続された台峯～

ア　前段の経緯(保全に至る背景)

昭和 46 年に住宅地の開発計画が浮上した台峯でも、三大緑地のひとつとして、保全のあり方について様々な議論がなされました。

昭和 62 年に「鎌倉市土地利用懇話会」に、市は土地利用のあり方を諮問、その提言を受けて、昭和 63 年に策定された「三大緑地に関する緑地保全の基本方針について」で、台峯は、「自然環境の保全を基調とした秩序ある開発が可能である」旨の考えが示され、平成 3 年には事業者により土地利用計画の素案が作成されました。

その後、事業者による住民説明会などが実施される一方で、市議会及び県議会には、台峯の緑地の保全を求める署名陳情が提出され、市民の保全要請の気運は高まります。

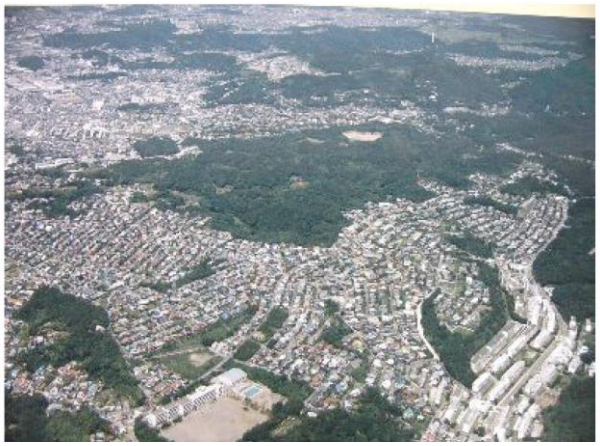

■南西側からみた台峯

この様な動向の中、平成 5 年、新市長就任後の基本政策において台峯は、都市的整備を図るということで進めてきた手続きを凍結して、住民、事業者と十分な協議を通じて、保全についての具体的な手法を確立したい考えが示され、これ以降、土地区画整理事業の手続きと並行した緑地保全の協議が継続されました。平成 16 年に保全に関する基本的方向性がまとまるまでの間には、市、事業者、地元住民等の間で話し合いによる解決を目指し、台峯の緑地の保全と土地利用のあり方について様々な議論が長年にわたり重ねられました。

イ　広町・台峯緑地担当の設置と保全に向けた協議

平成 12 年に政策決定した「三大緑地保全に関する基本方針」で、「鎌倉中央公園の拡大区域として保全する」方針とした「台峯」は、早期にその公有地化などの具体策を策定し、事業者の理解と協力を得る必要があったことから、市は市政課題の早期解決を図るため、前述にもあるとおり、平成 14 年 4 月に広町・台峯緑地担当を市に設置しました。

その後、土地区画整理事業の実施に関する協議に並行して行なわれた緑地保全協議では、開発事業に係る法的な手続きだけを先行するのではなく、緑地保全協議にも重点を移し、相互の歩調をあわせた対応の協力を事業者にも呼びかけ、話し合いを前提とする解決に向けた協議が継続されました。

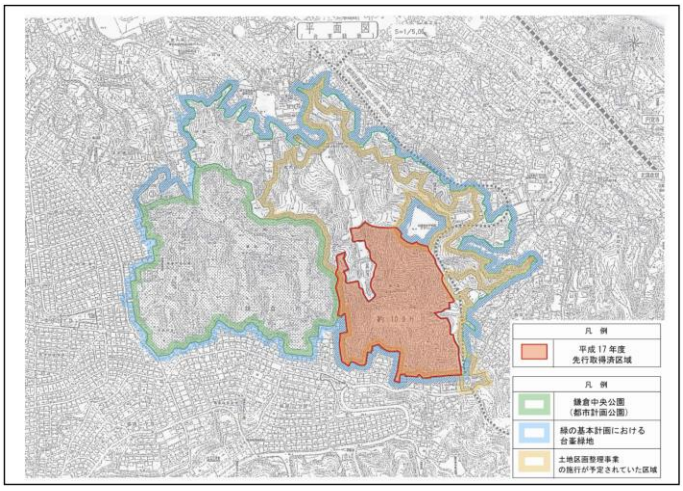

■台峯緑地　基本構想検討区域図

市と事業者の事務レベル協議や市長面談が行われ、市は自然環境調査を実施、市民からの請願などが提出される中、平成 15 年、経済状況等の大きな変化において早期の解決が重要であるとの共通認識のもと、市は事業者と協議を継続し、平成 16 年 9 月の市議会に、市と事業者の歩みよりの中で、台峯の保全について、一定の条件整理を行なっていることを報告しました。

同年 12 月の市議会において、鎌倉中央公園の拡大区域として保全を図る市の考えに事業者からの理解が示され、対象地の一部先行取得及び緑地保全契約を締結しながら、その後の公有地化という組み合わせで、一定の合意に向けた協議が行なわれている状況が報告されました。その後、市長と事業者の面談において、地元地権者が代々守り続けてきた里山を広く市民に親しまれるように活用されるよう開発事業を取り止め、市

の緑地保全に全面的に協力する考えが事業者から示され、平成 16 年 12 月、事業者の同意のもと緑地保全の基本的方向性がまとまり、「市は 60 億円以内を目途に概ね 10 年以内に買入れて保全する」、「鎌倉市山崎台土地区画整理組合準備委員会は市の保全施策に協力する」方向性を確認しました。

ウ　緑政審議会における議論の経過

広町の議論と平行して台峯の保全に係る状況等は、計 22 回に及ぶ報告が市から緑政審議会になされました。保全に対する基本的な方向性がまとまって以降、「(仮称)山崎・台峯緑地基本構想の策定過程では、平成 17 年 7 月の第 32 回緑政審議会において同年 4 月に広報かまくらで意見募集を行なった結果などを報告、更に、平成 18 年 7 月の第 37 回緑政審議会においては、基本構想の確定案に対して専門的な見地から様々な助言がなされ、市民から寄せられた貴重な意見と緑政審議会への報告を経て、同年、基本構想を確定しました。また、基本構想に基づく基本計画の策定過程においても、素案を平成 19 年 1 月の第 39 回緑政審議会に報告し、質疑において具体的な助言をいただくなどの経過を経て、平成 19 年 6 月「(仮称)山崎・台峯緑地基本計画」、同年 12 月「(仮称)山崎・台峯緑地基本設計」、平成 27 年 9 月「(仮称)山崎・台峯緑地実施設計」が確定しました。

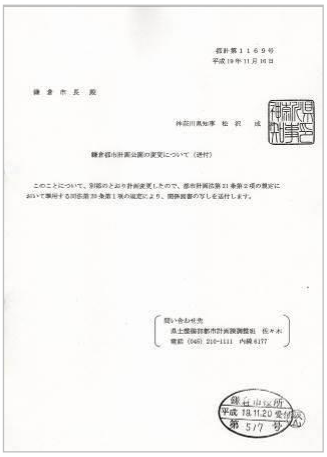

■都市計画公園の変更について
（平成 19 年 11 月 16 日神奈川県知事）

■神奈川県公報
（神奈川県告示 739 号）

エ　緑の基本計画における位置付けと都市計画決定等

平成 8 年策定の緑の基本計画において「台峯」は、貴重な谷戸の自然的環境を一体的に保全するとともに、谷戸の自然を生かした自然とのふれあいの場、自然教育の場としての活用を図る方針と横須賀線沿いに続く樹林地を面的に保全し、鎌倉らしさを特色づける景観資源を確保する方針としました。

また、施策方針としては、鎌倉中央公園の拡大候補地として位置づけ、緑地保全とともに自然とのふれあいの場としての機能を確保すること等が示されています。

市は各緑の基本計画の改訂で保全の方向性を示し、鎌倉中央公園の拡大に取り組んできましたが、平成 18 年の緑の基本計画改訂時には、都市計画変更の方向性を調整する中で、同候補地内に「都市計画道路」が決定されていることから、北鎌倉側の斜面地を「保全配慮地区」とした上で、保全のための都市計画を定める場合には、都市計画としての総合性一体性の観点から調整をした上で行う方針とした経緯があります。

平成 19 年 11 月、鎌倉中央公園拡大区域が都市計画変更(神奈川県決定・約 27.5ha の拡大)され、さらに、平成 23 年の緑の基本計画の改訂時には、平成 16 年に市と土地区画整理組合設立準備会で相互に確認した「緑地保全の基本的方向性」に基づく緑地保全を確実にするための方策を検討する中で、「保全配慮地区」としてきた区域を神奈川県の協力を得て「都市緑地候補地」として位置づけることができたことから、台峯の保全に一定の方向性を見出すことができました。現在、市は鎌倉中央公園拡大区域として都市計画決定された区域、都市緑地候補地とした区域の用地取得、整備を継続しており、早期の開園をめざし、取り組みを継続しています。

■神奈川新聞（平成 15 年 3 月 19 日）

(3) 常盤山（ときわやま） ～緑地保全の法的担保を得るため国県との協議が重ねられた常盤山～

ア　前段の経緯(保全に至る背景)

昭和 40 年代前半、事業者が取得した「常盤山」は、市の施策に基づく要請に事業者からの理解が寄せられ、土地利用計画に係る協議が行なわれてきました。昭和 53 年、常盤山の南斜面に隣接する北条氏常盤亭跡が国の史跡に指定されたこともあり、昭和 61 年にはその背景をなす樹林地を含む区域が国により歴史的風土保存区域となり、昭和 63 年には歴史的風土特別保存地区に指定(神奈川県決定)されました。

■南側斜面からの常盤山緑地

このような経過の中、市は、昭和 63 年 11 月、「三大緑地に関する緑地保全の基本方針について」を策定、三大緑地を保全する気運が高まる平成元年 2 月、市議会において、三大緑地の基本方針を表明し、常盤山は緑地保全地区の指定により保全を図ることを市の方針として示しました。

「常盤山」は、国の歴史的風土審議会等において歴史的風土保存区域、同特別保存地区の指定拡大の議論がなされる一方で、都市緑地保全法(現在の都市緑地法)に基づく緑地保全地区は面積が 10ha 以上の場合、県が指定権者であったため、事業者に理解と協力を求める協議と並行して、緑地保全の法的担保を得るため、国県との協議が重ねられました。

また、市は昭和 61 年に「鎌倉市緑地保全基金」を設置、緑地保全地区指定に向けて、土地の取得を行ってきました。

イ　緑政審議会における議論、意見のまとめと施策展開

「常盤山」の保全等に係る状況は計 17 回にわたり、事業者から土地の買入れを行い、緑地の公有地化が図られる中、緑地の法的な担保力を得るために国、県と継続した協議が行なわれた経過等について報告がなされました。土地取得にあたっては、緑地保全地区指定前の国庫補助制度がなかったため市は単費での取得を続けてきましたが、平成 12 年 8 月、国において「緑地保全等統合補助事業制度」(平成 13 年 4 月施行)が創設され、緑地保全地区指定前の緑地買入れであっても、速やかな指定を条件として国庫補助対象となったことで、保全に向けて大きな理解と協力を得ました。

(4) 三大緑地の保全に関する基本方針（平成12年8月28日）

鎌倉市は、「広町の緑の保全に向けての方策について」の答申内容に沿って、平成12年8月28日に、三大緑地を構成する他の2つの緑地（常盤山、台峯）とあわせて、それぞれの緑地に対する基本方針を定め、市議会に報告した。

広町 ── 都市公園（都市林）
国庫補助・県費補助及び県の特段の支援を受けながら、市の都市計画事業として施行。

台峯 ── 都市公園（鎌倉中央公園の拡大区域）
国庫補助・県費補助を受けながら、市の都市計画事業として施行。

常盤山 ─ 緑地保全地区（都市緑地保全法）
県による指定、市による買取り（国1/3、市2/3）
なお、歴史的風土保存区域の拡大部分については、県の対応となる。

■三大緑地の保全に関する基本方針（平成 12 年）

主な報告として、第 24 回緑政審議会において、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について報告がなされ、平成 12 年の国の歴史的風土審査会で鎌倉地域の歴史的風土保存区域の指定拡大の審議がなされ、その審議の過程で常盤山の稜線に沿った北側斜面について歴史的風土の景観的な配慮から、それを歴史的風土特別保存地区に指定拡大し保全するという議論の経過が報告されています。その後、平成 15 年には稜線に沿った北側斜面の一部は歴史的風土特別保存地区に指定(神奈川県決定・約 3ha)されたことで、一部県の協力を得て常盤山の保全をすすめることができました。また、平成 16 年第 30 回緑政審議会においては、緑地保全地区の指定について経過報告がなされ、約 66ha の「常盤山」において、民間企業からの寄贈が約 16ha、歴史的風土保存区域が約 30ha、緑地保全地区指定によるものが約 20ha として保全策が実施されてきた経過が報告されました。

緑地保全地区の指定については、平成 16 年 8 月に市の都市計画素案の縦覧を行い、県に対して案の申出を行なった後、県による手続きが進められる状況などが報告され、翌平成 17 年 9 月、常盤山特別緑地保全地区として指定(神奈川県決定・約 18ha)されました。

一部、土地所有者との保全交渉において、理解と協力が得られず、平成 18 年に改訂した緑の基本計画では、保全配慮地区(常盤山地区)の設定により、保全に向けた理解と協力の要請を継続し、平成 23 年に常盤山特別緑地保全地区を指定拡大(神奈川県決定・約 1ha)することで、「常盤山」については緑の基本計画の目標を達成しています。

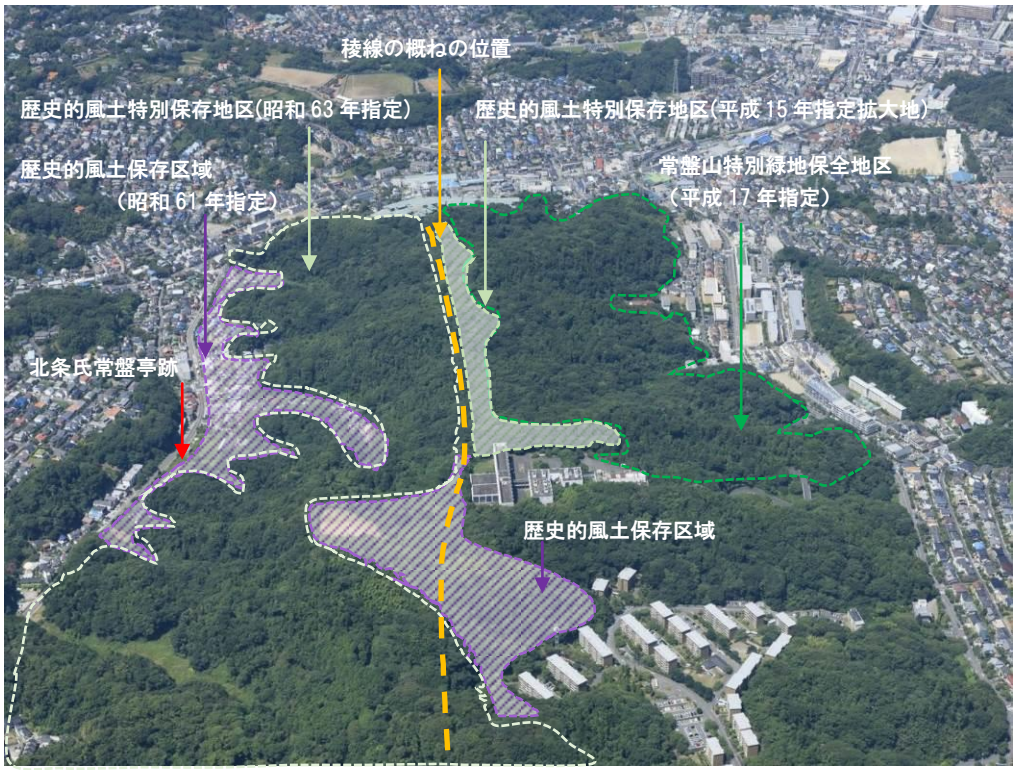

■航空写真に重ねた法指定の概略

ウ　緑の基本計画における位置付け

平成 8 年 4 月策定の緑の基本計画では常盤山は、歴史的風土特別保存地区と連続する丘陵の自然的環境を一体的に保全する方針と、市街地の背景をなす緑地として、主要地点や周辺市街地から眺められる斜面地及びスカイラインの自然的環境を保全する方針を示しています。

また施策方針は、「緑地保全地区」の方針を示しつつ、当面は条例に基づく制度の活用によって緑地を保全し、急激な財政負担を避ける対応の方針が示されました。

平成 13 年の緑の基本計画一部改訂においてもその方針は維持され、関連した掲載事項としては、平成 12 年に市議会に報告した「三大緑地の保全に関する基本方針」と「鎌倉市歴史的風土保存区域の変更についての建設省担当課におる解説」を資料として掲載しています。

常盤山は、歴史的風土特別保存地区の指定拡大により南側斜面の緑地が法的な担保力を得たことに加えて、緑地保全地区の指定を目指す方針を継続的に示したことにより、平成 17 年の特別緑地保全地区の指定がなされ、歴史的風土特別保存地区の指定と合わせて緑の基本計画の目標を達成してきました。

また、前述のとおり、土地所有者の理解と協力が得られなかった土地については、保全配慮地区といった新たな制度を活用しながら市が粘り強く交渉することで、保全の方向性を見出すことで、「保全配慮地区における施策展開」として、市が緑政審議会に報告の上で、緑の基本計画の別冊的な施策を策定することで臨機応変な対応を図ってきたことも、鎌倉市の緑地保全の取り組みの中では特徴的なことと言えます。

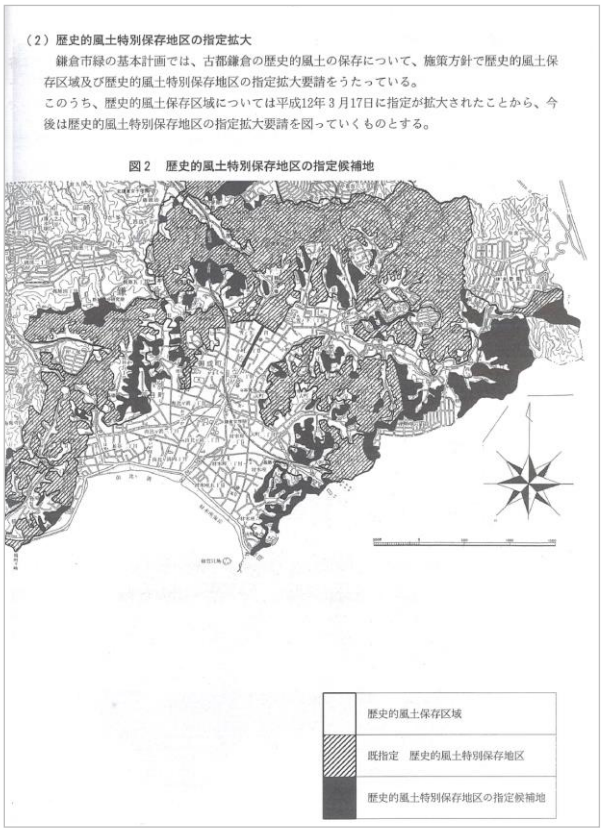

（2）歴史的風土特別保存地区の指定拡大

鎌倉市緑の基本計画では、古都鎌倉の歴史的風土の保存について、施策方針で歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の指定拡大要請をうたっている。

このうち、歴史的風土保存区域については平成12年３月17日に指定が拡大されたことから、今後は歴史的風土特別保存地区の指定拡大要請を図っていくものとする。

図２　歴史的風土特別保存地区の指定候補地

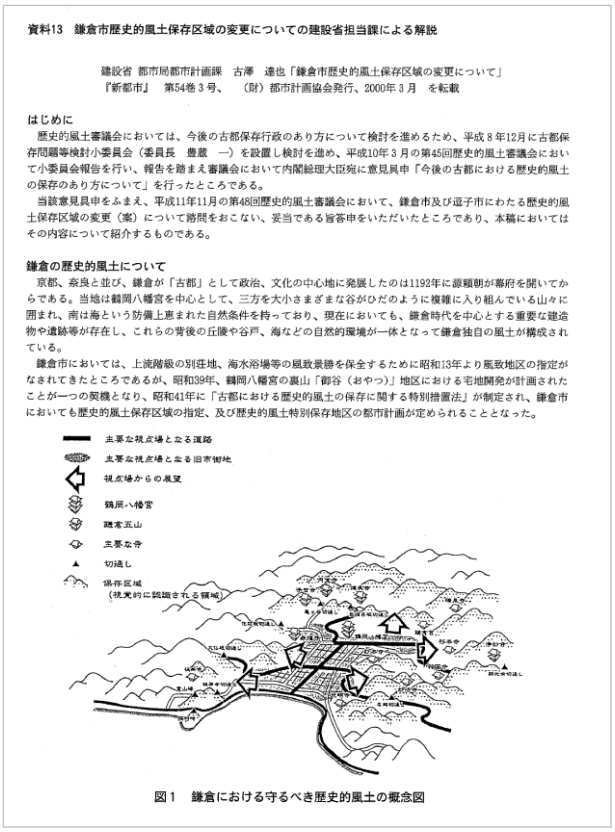

資料13　鎌倉市歴史的風土保存区域の変更についての建設省担当課による解説

建設省　都市局都市計画課　古澤　達也「鎌倉市歴史的風土保存区域の変更について」
『新都市』　第54巻３号、　（財）都市計画協会発行、2000年３月　を転載

はじめに

歴史的風土審議会においては、今後の古都保存行政のあり方について検討を進めるため、平成８年12月に古都保存問題等検討小委員会（委員長　豊蔵　一）を設置し検討を進め、平成10年３月の第45回歴史的風土審議会において小委員会報告を行い、報告を踏まえ審議会において内閣総理大臣宛に意見具申「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」を行ったところである。

当該意見具申をふまえ、平成11年11月の第48回歴史的風土審議会において、鎌倉市及び逗子市にわたる歴史的風土保存区域の変更（案）について諮問をおこない、妥当である旨答申をいただいたところであり、本稿においてはその内容について紹介するものである。

鎌倉の歴史的風土について

京都、奈良と並び、鎌倉が「古都」として政治、文化の中心地に発展したのは1192年に源頼朝が幕府を開いてからである。当地は鶴岡八幡宮を中心として、三方を大小さまざまな谷がひだのように複雑に入り組んでいる山々に囲まれ、南は海という防備上恵まれた自然条件を持っており、現在においても、鎌倉時代を中心とする重要な建造物や遺跡等が存在し、これらの背後の丘陵や谷戸、海などの自然的環境が一体となって鎌倉独自の風土が構成されている。

鎌倉市においては、上流階級の別荘地、海水浴場等の風致景勝を保全するために昭和13年より風致地区の指定がなされてきたところであるが、昭和39年、鶴岡八幡宮の裏山「御谷（おやつ）」地区における宅地開発が計画されたことが一つの契機となり、昭和41年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が制定され、鎌倉市においても歴史的風土保存区域の指定、及び歴史的風土特別保存地区の都市計画が定められることとなった。

主要な視点場と成る道路
主要な視点場と成る旧市街地
視点場からの展望
鶴岡八幡宮
瑞泉五山
主要な寺
切通し
保存区域
（視覚的に認識される領域）

図１　鎌倉における守るべき歴史的風土の概念図

■鎌倉市歴史的風土保存区域の変更についての建設省担当課による解説

エ　都市計画決定の内容

■鎌倉都市計画特別緑地保全地区
の決定について
（平成 17 年 9 月 13 日神奈川県知事）

神奈川県公報

平成17年9月13日（火曜日）　定 第 1702 号

■神奈川県公報
（神奈川県告示 537 号）

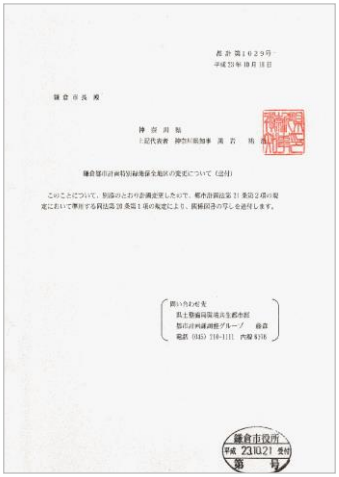

■鎌倉都市計画特別緑地保全地区
の変更について
（平成 23 年 10 月 18 日神奈川県知事）

■神奈川県公報
（神奈川県告示 567 号）

2　近郊緑地保全区域・同特別保全地区の取り組み

（1）首都圏近郊緑地保全法制定と鎌倉市における指定等

戦後、首都圏への人口及び産業の集中に伴い、東京近郊において無秩序な市街地化と緑地の荒廃等が拡がりました。そのため、首都圏整備法（昭和 31 年制定）に基づき、計画的な市街地整備とあわせて緑地の保全を行う政策区域「近郊整備地帯」が指定（昭和 40 年）されました。

その後、近郊整備地帯において広域的な緑地を保全することにより、無秩序な市街地化を防止し、大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的として、昭和 41 年に首都圏近郊緑地保全法が制定されました。鎌倉市の市域を含む「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」は、昭和 44 年 3 月 28 日首都圏整備委員会告示第一号により横浜市及び鎌倉市を含む一つの区域として指定され、昭和 52 年及び平成 18 年の指定拡大を経て現在に至ります。

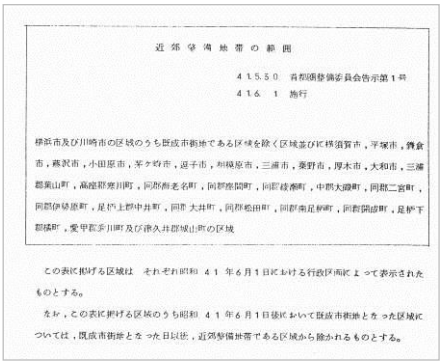
近郊整備地帯の範囲

41.5.50　首都圏整備委員会告示第１号
41.6　1　施行

横浜市及び川崎市の区域のうち既成市街地である区域を除く区域並びに横須賀市，平塚市，鎌倉市，藤沢市，小田原市，茅ヶ崎市，逗子市，相模原市，三浦市，秦野市，厚木市，大和市，三浦郡葉山町，高座郡寒川町，同郡座間町，同郡綾瀬町，中郡大磯町，同郡二宮町，同郡伊勢原町，足柄上郡中井町，同郡大井町，同郡松田町，同郡南足柄町，同郡開成町，足柄下郡箱根町，愛甲郡愛川町及び津久井郡城山町の区域

この表に掲げる区域は　それぞれ昭和　４１　年６月１日における行政区画によって表示されたものとする。

なお，この表に掲げる区域のうち昭和　４１　年６月１日後において既成市街地となった区域については，既成市街地となった日以後，近郊整備地帯である区域から除かれるものとする。

■近郊整備地帯の範囲
出典：神奈川県自然公園発達史第５編

■近郊緑地特別保全地区（岩瀬地

■指定の変遷

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域				近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面積（約 ha）	鎌倉市	横浜市	地区名	面積（約 ha）
昭和 44 年　3 月 28 日	962（当初指定）	243	719		
昭和 44 年　5 月 13 日				円海山	100（横浜市域のみ）
昭和 52 年　9 月 21 日	998（拡大）	243	755		
平成 18 年 12 月 28 日	1,096（拡大）	294	802		
平成 21 年　3 月 25 日				円海山	116（拡大）
平成 22 年　3 月 23 日				大丸山	44（横浜市域のみ）
平成 23 年 10 月 18 日				鎌倉	131（鎌倉市域のみ）
平成 24 年　3 月　5 日				公田	5.4（横浜市域のみ）
平成 26 年　3 月 5 日				大丸山	72.6（横浜市域のみ）

（2）緑政審議会における議論、意見のまとめ

ア　緑の基本計画の位置づけと近郊緑地保全区域の指定拡大

平成 10 年の緑政審議会の設置当時、鎌倉市域の近郊緑地保全区域は、昭和 44 年の当初指定から変更は行なわれていない状況（昭和 52 年の指定拡大は横浜市域のみ）でした。

市は横浜市域に隣接して残された樹林地の法的な担保力を高めるため、平成 8 年に策定した緑の基本計画において、昭和 44 年に指定された近郊緑地保全区域の隣接地で指定要件を満たす可能性がある樹林地を対象に、区域の指定拡大を目指す（国県に指定を要請する）方針、また区域内のまとまりのある樹林地を近郊緑地特別保全地区に指定する（神奈川県に指定を要請する）方針を示しました。

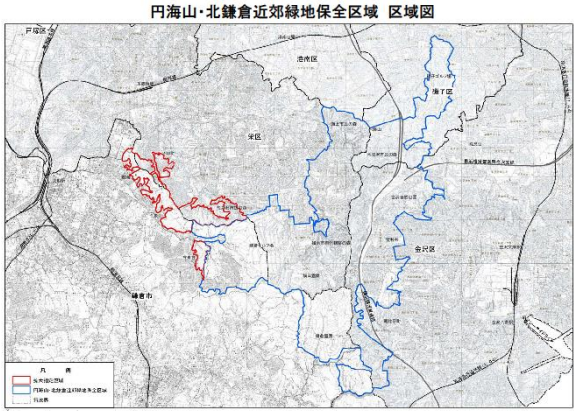

■円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域　平成 18 年指定拡大

また、市は法指定(近郊緑地保全区域等の指定)までのつなぎ策として、緑政審議会への諮問・答申を経て、緑の保全及び創造に関する条例で新たに設けた「緑地保全推進地区」の指定を岩瀬地区に適用しました。

そのような中、平成13年、国では「都市再生プロジェクト(第三次決定)」のひとつとして「大都市圏における都市環境インフラの再生」及びその中の「まとまりのある自然環境の保全」があげられ、首都圏の自然環境を総点検し、首都圏に残されたまとまりのある貴重な自然環境を「保全すべき自然環境」として抽出し、平成14年に公表するといった動きがありました。

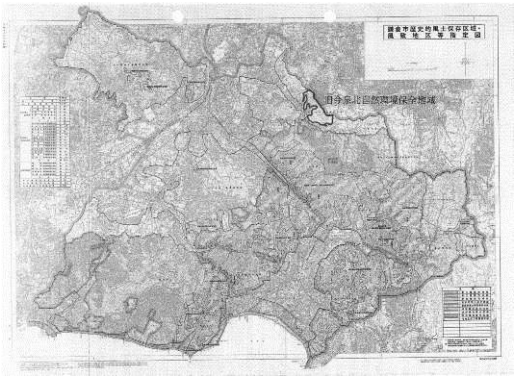

■旧今泉北自然環境保全地域

その後、首都圏におけるまとまりのある自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進することを目的として、国では平成16年3月に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」が示され、その中で鎌倉市緑の基本計画でも示してきた候補地(岩瀬地区)が、同年7月に開催された「国土審議会首都圏分科会」で「近郊緑地保全区域検討対象地域」として取り上げられるなど、国において保全区域指定の方向性が示されました。

■旧今泉北自然環境保全地域周辺の樹林地
現在、近郊緑地特別保全地区（岩瀬地区）

国県の取り組みに、横浜市とともに協力してきた経過は、緑政審議会にも報告されました。平成17年の第31回緑政審議会において、平成16年12月に県からの近郊緑地保全区域指定拡大への協力依頼があったことが報告されています。

平成18年12月に、鎌倉市域約51ha、横浜市域約47ha、合わせて約98haの近郊緑地保全区域が国により指定告示されたことで、緑の基本計画における目標を達成しました。

この指定拡大には、今泉北自然環境保全地域の全域が含まれたことから、同様の趣旨の法令による二重の規制を避けるため、平成19年3月に県により同地域の指定が解除されています。

■平成18年　近郊緑地保全区域指定拡大の官報

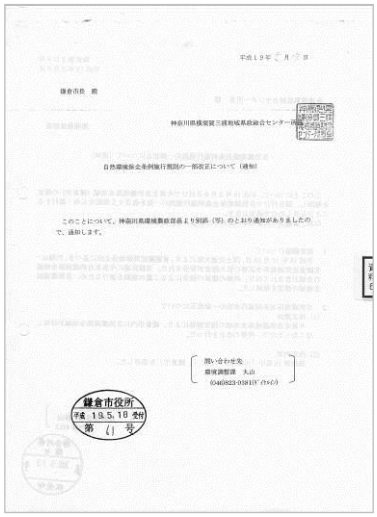

■自然環境保全条例施行規則の一部改正（通知）

■神奈川県公報（神奈川県規則第16号）

イ　平成 23 年　近郊緑地特別保全地区の指定

市では、平成 18 年の近郊緑地保存区域の指定拡大以前から緑の基本計画に沿った指定を、指定権者である県に要請してきました。

平成 14 年度頃から県市の事務担当者間での調整をすすめながら、市民ボランティアの協力を得て特別保全地区候補地内の自然環境調査をまとめ、県に提出するなどの取り組みを重ねた結果、平成 16 年 2 月に県から市に対して、「自然環境調査の結果を踏まえ、特別保全地区指定が適当であり、指定事務を進める」旨の通知がされ、市は県に協力することで緑の基本計画に沿って事務を進めました。

■平成 25 年度買入れた近郊緑地特別保全地区
（十二所和泉ヶ谷地区）

そのような中で前述の国における保全区域の指定拡大があったことから、平成 20 年 5 月にあらためて県から市に対して「平成 18 年に指定拡大された岩瀬地区も含めて、近郊緑地特別保全地区の指定が適当と判断した」「指定に向けた事務について市の協力を要請する」旨の通知があり、市は県の取り組みに協力することとしました。この経緯は、平成 20 年の第 43 回緑政審議会において、これまでの「今泉」「十二所和泉ヶ谷及び七曲地区」に加え、拡大指定部分にある「岩瀬地区」も含めて指定を進めることになったとして報告がされました。

その後、平成 21 年の第 45 回緑政審議会においては、市が当該区域の土地所有者との調整や候補地とする区域の調整を行い、都市計画決定に向けた事務に取り組んでいる状況について報告されています。

この様な経過を経て、平成 23 年に「鎌倉近郊緑地特別保全地区」が指定（神奈川県決定・約 131ha）され、第 53 回の緑政審議会にその指定の報告がされました。なお、この指定の翌年となる平成 24 年 4 月に、第 2 次一括法の施行に伴う都市緑地法の改正により、近郊緑地特別保全地区内の土地における行為許可、土地の買入れ等の事務が県から市に移譲されました。この事務移譲により、従前の買入れに係る費用負担が国県（国庫補助 55%）であったものが、国市（国庫補助 55%）となったことから、本市の緑地保全の取り組みに大きな影響を及ぼすことになっています。

（3）都市計画決定の内容

近郊緑地特別保全地区は、首都圏近郊緑地保全法に基づき国が告示した近郊緑地保全計画に、指定の基準が示されていることから、「円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画」の内容に沿って、約 131ha の「鎌倉近郊緑地特別保全地区」が指定（平成 23 年 10 月 18 日神奈川県決定）されています。

（4）関連した取り組み

○鎌倉市自然環境調査

市では、平成 15 年 3 月に「鎌倉市自然環境調査」をまとめていますが、その対象は緑の基本計画で新規に保全をめざすこととした緑地を対象としたため、昭和 44 年以来、近郊緑地保全区域に指定されてきた今泉、十二所周辺の緑地は自然環境調査が実施されていませんでした。そのような中で、近郊緑地特別保全地区の指定に向けた自然環境調査は、ボランティアの方々の貴重な協力を得てまとめられ、市の施策推進の大きな後押しとなりました。

その内容について、一部を紹介します。

【鎌倉近郊緑地特別保全地区指定に関する事務と自然環境調査の経過概要】

平成 14 年 9 月 20 日	鎌倉市緑政都市部長から神奈川県緑政課長に「特別保全地区格上げについて」を提出する。
平成 14 年 9 月 27 日	上記の願い出書に対して、県緑政課長から市緑政都市部長に異議なしとの回答を受ける。
平成 15 年 12 月 17 日	市都市整備部長から県緑政課長に「自然環境調査報告書」を提出する。
平成 16 年 2 月 24 日	県環境農政部長から市都市整備部長に、自然環境調査の結果に基づき検討した結果、特別保全地区に指定することが適当であり、指定に向けて事務を進めることになった旨の通知を受ける。
平成 16 年 8 月 17 日	市都市整備部長から県緑政課長に「自然環境調査（追加）報告」を提出する。
平成 21 年 8 月	旧今泉自然環境保全地域部分も含めた自然環境調査結果を総括して、報告書にまとめ県に提出。

【平成 15 年 12 月　自然環境調査報告書】

本調査は、近郊緑地特別保全地区の指定を検討している緑地の貴重な動植物が生息、生育、分布状況の最新の学術的なデータを得るため、鎌倉の自然環境に深い知識と豊富な調査経験を有する市民ボランティアの方々の協力を得て行なわれました。

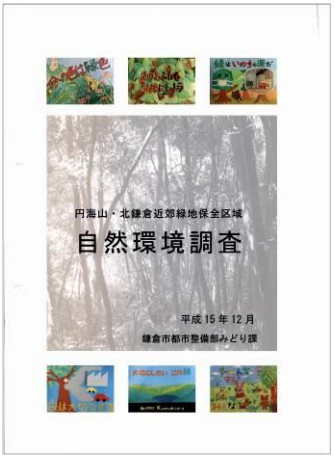

【平成 16 年 8 月　自然環境調査報告書（追加）】

平成 15 年 12 月の報告書は夏期を中心とした概ね半年間の調査を基にしたものでしたが、これを補完する冬期を中心とした概ね半年間の追加調査を実施しました。

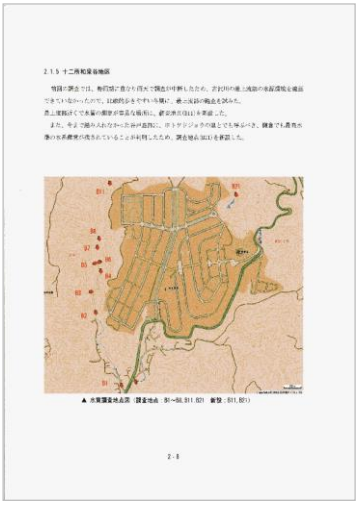

3 特別緑地保全地区指定の取り組み

(1) 指定の経過

■深沢地域を取り囲む特別緑地保全地区

○鎌倉市は、平成 8 年に策定(当初策定)した鎌倉市緑の基本計画で、主に市街化区域内に位置する緑地のうち環境保全や景観形成及び防災上、特に重要性の高い 16 地区(三大緑地のひとつである常盤山地区を含む)を緑地保全地区(現在の特別緑地保全地区・平成 16 年都市緑地保全法改正により名称変更)の候補地としました。

○平成 9 年に、「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム」※1 がまとめられるなど、市では、緑の基本計画が「絵に描いた餅」とならないような取り組みを進めてきました。

・市は、平成 12 年に、緑地保全地区候補地のうちの 4 地区(昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区)を、法適用までのつなぎ策として緑地保全推進地区に指定し、保全に努めてきました。

・これらの取り組みもあり、平成 14 年 4 月には、市内ではじめて 3 地区(城廻地区、岡本地区、昌清院地区)を緑地保全地区の指定がされました。

・緑の基本計画の施策方針で「歴史公園の整備」としていた玉縄城址地区は、緑地保全に対する土地所有者の理解が得られる一方で、緑政審議会に報告した上で施策方針を緑地保全地区の指定に変更し、候補地の一部を平成 15 年 6 月に緑地保全地区に指定がされました。

・平成 17 年 3 月に、特別緑地保全地区候補地である青蓮寺地区は、緑政審議会への諮問・答申を経て、法適用までのつなぎ策である緑地保全推進地区に指定しました。

・平成 17 年 9 月に、常盤山地区が特別緑地保全地区に指定(県指定)、平成 23 年に指定拡大されています。

(2) 平成 18 年緑の基本計画改訂以降の特別緑地保全地区指定概要

平成 18 年の緑の基本計画改訂は、施策の展開の内容に重点をおいたもので、計画改訂以降、市は緑政審議会の意見も聴きながら、積極的に特別緑地保全地区の指定を進めてきました。これらの取り組みもあり、現在鎌倉市内には 10 箇所・約 48.8ha の特別緑地保全地区が指定(県指定を含む)されています。

■市街地の背景をなす自然景観を保全した手広・笛田特別緑地保全地区

ア　寺分一丁目特別緑地保全地区

・平成 19 年 12 月 19 日、約 2.3ha を指定。

イ　天神山特別緑地保全地区

・平成 20 年 9 月 16 日、約 5.0ha を指定。

・地区内に保安林が含まれているため、平成 19 年 3 月 5 日、保安林指定権者(土砂崩壊防備保安林：農林水産大臣・風致保安林：神奈川県知事)との協議を行い、同年 4 月 12 日に農林水産大臣(同 17 日に県知事からその旨の通知)、同 26 日に県知事から、異議のない旨の回答を得ています。

・都市緑地法運用指針等では、風致保安林と特別緑地保全地区を重複して指定することは「望ましくない」とされている一方で、市は一山形状の緑地を保全するために、特別緑地保全地区指定が相応しいとの考えで、緑政審議会の意見も聴きながら事務が進められました。

※1　緑の基本計画の内容を具体的に実施していくため、現時点で対応可能な施策を計画的に実施できるよう、計画対象地の具体情報を取りまとめるとともに、対応時期等を明らかにし、施策展開の資料とすることを目的に、平成 8 年に学識経験者と市の関係課職員で構成する「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム研究会」を設置、検討をして整理、市長に報告がされたものです。

ウ　手広笛田特別緑地保全地区

・平成 21 年 9 月 14 日、約 6.0ha を指定。

・手広・笛田特別緑地保全地区内には保安林が含まれているため、平成 20 年 2 月 25 日、保安林指定権者(土砂流出防備保安林：農林水産大臣・保健保安林：神奈川県知事)との協議を行い、同年 3 月 25 日に農林水産大臣(同 31 日に県知事からその旨の通知)、同 31 日に県知事から、異議のない旨の回答を得ています。

・都市緑地法運用指針等では、保健保安林と特別緑地保全地区を重複して指定することは「望ましくない」とされている一方で、市は緑地を一体的に保全するために、特別緑地保全地区指定が相応しいとの考えで、緑政審議会の意見も聴きながら事務が進められました。

エ　等覚寺特別緑地保全地区

・平成 24 年 8 月 1 日、約 1.8ha を指定。

オ　梶原五丁目特別緑地保全地区

・平成 24 年 8 月 1 日、約 4.6ha を指定。

(3) 都市計画決定の内容等

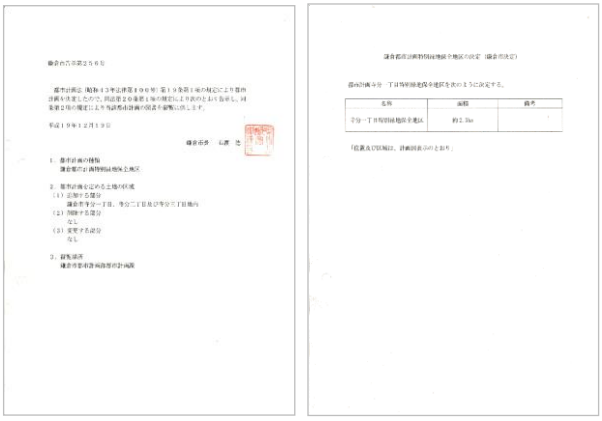

■寺分一丁目特別緑地保全地区（鎌倉市告示第 256 号）

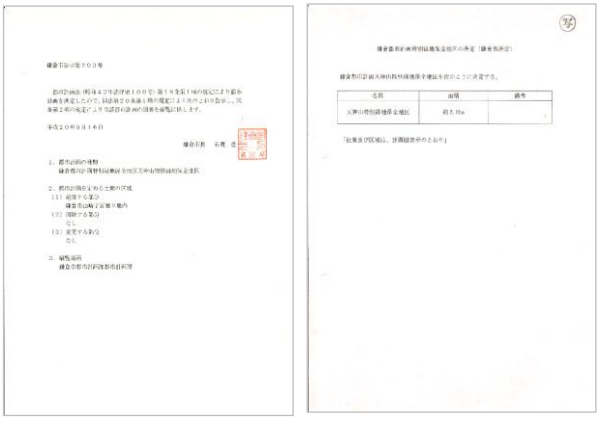

■天神山特別緑地保全地区（鎌倉市告示第 203 号）

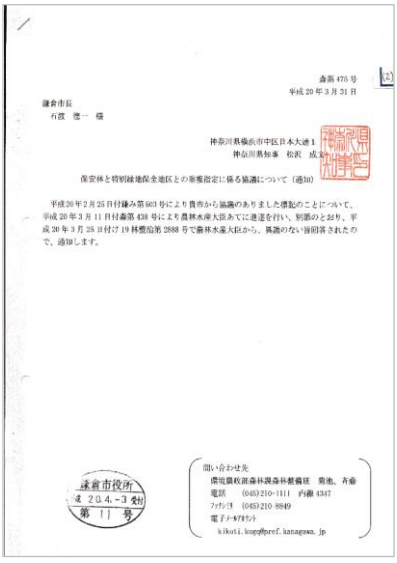

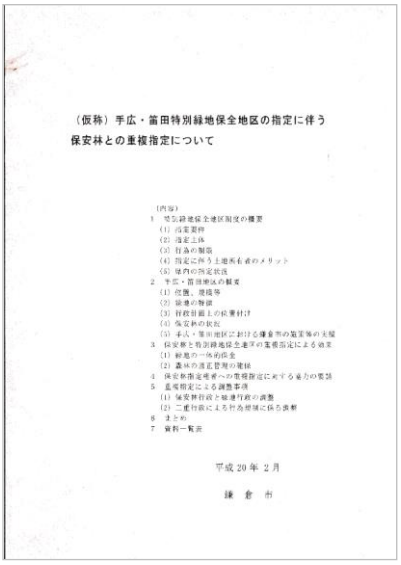

■保安林重複指定協議書（風致保安林）平成 20 年 3 月 31 日
（仮称）手広・笛田特別緑地保全地区の指定に伴う保安林との重複指定について

（4）市独自の緑地保全に係る制度等による関連した取り組み

ア　緑地保全推進地区

○緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、市独自の緑地保全推進地区制度を定め、緑の基本計画で保全対象とした 22 箇所を指定候補地としました。

○緑地保全推進地区指定候補地は緑政審議会に諮問、答申を得る中で、次のとおり指定しています。

・平成 12 年 4 月に 6 地区　計 34.85ha
岩瀬地区・昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区・六国見山森林公園地区

・平成 17 年 3 月に 1 地区　計 1.50ha
青蓮寺地区

・緑地保全推進地区は計 7 地区、36.35ha となりました。

○指定後の緑地保全に係る法制度適用等の状況は次のとおりです。

・岡本地区は 3.2ha を、昌清院地区は 0.8ha を平成 14 年 4 月 30 日に特別緑地保全地区に指定

・六国見山森林公園地区は、風致公園として整備

・岩瀬地区(15.62ha)は、平成 18 年 12 月に円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域に指定拡大(国告示)、平成 23 年 10 月に、鎌倉近郊緑地特別保全地区に指定(県指定)

・寺分一丁目地区は、2.3ha を平成 19 年 12 月に、特別緑地保全地区に指定

・小動岬、青蓮寺両地区は、その過半が保安林に指定されています。

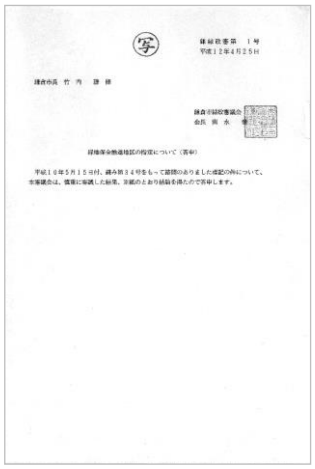

■緑地保全推進地区の指定について緑政審議会答申
（平成 12 年 4 月 25 日）

イ　保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、樹林管理事業

緑の基本計画では、法制度適用前の緑地保全の緊急対応も含め他の緑地保全に係る制度・事業の対象となる緑地の所有者への支援策として次の事業を活用する方針を示されています。

【保存樹木・樹林制度】

鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するものです。

【緑地保全契約】

市域の市街地に拡がるまとまりのある緑地を保全し、かつ育成し、もって緑豊かな自然環境と良好な生活環境を確保することを目的とするものです。

【樹林管理事業】

歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区及び緑地保全推進地区の樹林地を良好に管理することを支援するため、市が予算の範囲内で、枝払いなどの樹林地の管理を行うものです。
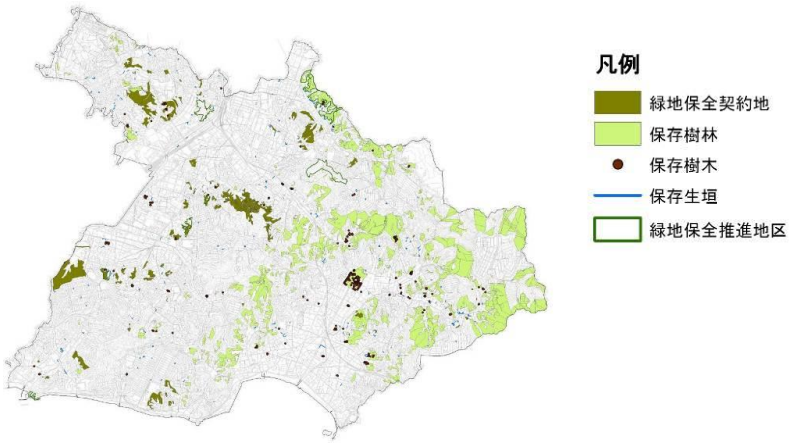
■市独自制度による指定地(平成 22 年度末の指定状況)